

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等																																												
<p>(病院業務従事手当)</p> <p>第 3 条 病院業務従事手当は、病院に勤務する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員（以下「職員」という。）（1日に2体以上の死体を処理する業務又は損傷の著しい死体を処理する業務にあつては特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(1)又は医療職給料表(3)の適用を受けている者を除き、大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体の解剖の補助の業務にあつては医療職給料表(1)又は技能職給料表の適用を受けている者を除き、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務にあつては事務職給料表(1)の適用を受けている者（保健師を除く。）を除き、心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務、<u>体外循環（血液浄化療法）を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務、体外循環（造血幹細胞移植（末梢血幹細胞採取、骨髄濃縮））を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務又は手術支援ロボットダヴィンチを使用した手術業務</u>にあつては医療職給料表(1)の適用を受けている者を除く。）が、別表第 1 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>	<p>(病院業務従事手当)</p> <p>第 3 条 病院業務従事手当は、病院に勤務する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員（以下「職員」という。）（1日に2体以上の死体を処理する業務又は損傷の著しい死体を処理する業務にあつては特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(1)又は医療職給料表(3)の適用を受けている者を除き、大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体の解剖の補助の業務にあつては医療職給料表(1)又は技能職給料表の適用を受けている者を除き、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務にあつては事務職給料表(1)の適用を受けている者（保健師を除く。）を除き、心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務にあつては医療職給料表(1)の適用を受けている者を除く。）が、別表第 1 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、</p>																																												
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																													
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1 放射線照射中にその室内において行う業務又は放射性同位元素を使用する業務</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>2 1日に2体以上の死体を処理する業務</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>3 損傷の著しい死体を処理する業務又は死体解剖を直接補助する業務</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>4 大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体解剖の補助の業務（前2項に掲げるものを除く。）</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>5 こども医療センター又は精神医療センターにおいて、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>6 心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td><u>7 体外循環（血液浄化療法）を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務</u></td> <td><u>330</u></td> </tr> <tr> <td><u>8 体外循環（造血幹細胞移植（末梢血幹細胞採取、骨髄濃縮））を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務</u></td> <td><u>330</u></td> </tr> <tr> <td><u>9 手術支援ロボットダヴィンチを使用した手術業務</u></td> <td><u>330</u></td> </tr> </tbody> </table>	支給区分	手当額 (日額)		円	1 放射線照射中にその室内において行う業務又は放射性同位元素を使用する業務	330	2 1日に2体以上の死体を処理する業務	950	3 損傷の著しい死体を処理する業務又は死体解剖を直接補助する業務	1,260	4 大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体解剖の補助の業務（前2項に掲げるものを除く。）	630	5 こども医療センター又は精神医療センターにおいて、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務	290	6 心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務	330	<u>7 体外循環（血液浄化療法）を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務</u>	<u>330</u>	<u>8 体外循環（造血幹細胞移植（末梢血幹細胞採取、骨髄濃縮））を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務</u>	<u>330</u>	<u>9 手術支援ロボットダヴィンチを使用した手術業務</u>	<u>330</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1 放射線照射中にその室内において行う業務又は放射性同位元素を使用する業務</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>2 1日に2体以上の死体を処理する業務</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>3 損傷の著しい死体を処理する業務又は死体解剖を直接補助する業務</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>4 大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体解剖の補助の業務（前2項に掲げるものを除く。）</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>5 こども医療センター又は精神医療センターにおいて、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>6 心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給区分	手当額 (日額)		円	1 放射線照射中にその室内において行う業務又は放射性同位元素を使用する業務	330	2 1日に2体以上の死体を処理する業務	950	3 損傷の著しい死体を処理する業務又は死体解剖を直接補助する業務	1,260	4 大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体解剖の補助の業務（前2項に掲げるものを除く。）	630	5 こども医療センター又は精神医療センターにおいて、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務	290	6 心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務	330	(新規)		(新規)		(新規)		
支給区分	手当額 (日額)																																													
	円																																													
1 放射線照射中にその室内において行う業務又は放射性同位元素を使用する業務	330																																													
2 1日に2体以上の死体を処理する業務	950																																													
3 損傷の著しい死体を処理する業務又は死体解剖を直接補助する業務	1,260																																													
4 大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体解剖の補助の業務（前2項に掲げるものを除く。）	630																																													
5 こども医療センター又は精神医療センターにおいて、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務	290																																													
6 心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務	330																																													
<u>7 体外循環（血液浄化療法）を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務</u>	<u>330</u>																																													
<u>8 体外循環（造血幹細胞移植（末梢血幹細胞採取、骨髄濃縮））を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務</u>	<u>330</u>																																													
<u>9 手術支援ロボットダヴィンチを使用した手術業務</u>	<u>330</u>																																													
支給区分	手当額 (日額)																																													
	円																																													
1 放射線照射中にその室内において行う業務又は放射性同位元素を使用する業務	330																																													
2 1日に2体以上の死体を処理する業務	950																																													
3 損傷の著しい死体を処理する業務又は死体解剖を直接補助する業務	1,260																																													
4 大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体解剖の補助の業務（前2項に掲げるものを除く。）	630																																													
5 こども医療センター又は精神医療センターにおいて、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務	290																																													
6 心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務	330																																													
(新規)																																														
(新規)																																														
(新規)																																														
<p>備考 この表中、放射性同位元素とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。</p>	<p>備考 この表中、放射性同位元素とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。</p>																																													
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																													
<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。</u></p>																																														